

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案概要

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき
雇用保険率を変更する告示の制定について

1 趣旨

- 平成 24 年度の雇用保険率については、失業等給付に係る保険料率について、積立金の状況を勘案し、原則 14/1000 であるところ、弾力条項（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 12 条第 5 項）により 10/1000 に引き下げることから、雇用保険率を告示する必要がある。

2 告示の概要

- 平成 24 年度の雇用保険率について、13.5/1000（※）（農林水産業及び清酒製造業については 15.5/1000、建設業については 16.5/1000）とする。

※ 失業等給付に係る保険料率（10/1000）と二事業に係る保険料率（3.5/1000）を加えたもの

<平成 24 年度の雇用保険料率>

（ ）内は平成 23 年度

	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率	雇用保険二事業に係る保険料率		雇用保険二事業に係る保険料率 (事業主負担)
			(労働者負担)	(事業主負担)	
一般の事業	13.5/1000 (15.5/1000)	10/1000 (12/1000)	5/1000 (6/1000)	5/1000 (6/1000)	3.5/1000 (3.5/1000)
農林水産・清酒製造業	15.5/1000 (17.5/1000)	12/1000 (14/1000)	6/1000 (7/1000)	6/1000 (7/1000)	3.5/1000 (3.5/1000)
建設業	16.5/1000 (18.5/1000)	12/1000 (14/1000)	6/1000 (7/1000)	6/1000 (7/1000)	4.5/1000 (4.5/1000)

3 告示日

平成 24 年 1 月 25 日（予定）

4 適用日

平成 24 年 4 月 1 日